



開港場・神戸と明治初年の売春統制策

人見, 佐知子

(Citation)

海港都市研究, 3:89-99

(Issue Date)

2008-03

(Resource Type)

departmental bulletin paper

(Version)

Version of Record

(JaLCD0I)

<https://doi.org/10.24546/81000033>

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/81000033>



開港場・神戸と明治初年の売春統制策

人見 佐知子

(HITOMI Sachiko)

はじめに

〈近代公娼制度〉の基本的な特色は、売春の営業を特定の地域に隔離（「集娼」^{しゅうしょう}という）して公権力の管理・統制下におくこと（「公認と隔離」）と、それ以外の売春（私娼）を禁止することにあるというのが通説的理解である〔山本 1983：164〕〔大日方 1992〕〔日本女性史事典 1994〕。しかしながら神戸¹では、公認はするが隔離・集娼は行わず、全国的にみても特殊な、売春営業の区域を制限しないという政策（「散娼」^{さんしょう}という）を実施する。こうした売春統制のあり方は、神戸が開港場であり、居留地や雑居地を抱える、他地域とは異なる特殊な空間にあった〔兵庫県史編集委員会 1967：88-99〕ことと深く関係している。

神戸における売春統制施策を実際に担ったのは、開明的な政治官僚として名高く、また居留地に加えて外国人と日本人が雑居する日本で唯一の雑居地を抱える開港場・神戸の経営を一手に任されていた兵庫県令・神田孝平^{かんだたかひら}であった。明治初年の地方官は、その実力や能力に応じて配置され、比較的自由にその手腕を県政に発揮することができた。

本稿では、神戸に初めて誕生した公許の遊廓である福原遊廓をめぐる神田の政策を中心に考察することで、開港場・神戸からみた明治初年の売春政策の特色を明らかにし、さらに、それが日本の〈近代公娼制度〉確立の過程でいかなる変容を遂げるのかについて論及したい。

Ⅰ 福原遊廓の成立

明治初年の神戸は、【附図】のような空間配置にあった。つまり、古くからの市街地である兵庫【附図 A】と、開港以後新たに建設された居留地を中心とする神戸の市街地【附図 B】とが、湊川【附図 C】を境に空間をほぼ二分するように存在していた。慶応4年(1868)5月1日²、神戸で初めての公許の遊廓として誕生した福原遊廓は、その空間のちょうど

1 ここにいう「神戸」は、現在の行政区画（神戸市）と異なり、【附図】にみえる旧市街地である兵庫を中心とする地域（兵庫区）と、近代に入って造成された新市街地である居留地を中心とする神戸地域（神戸区）をあわせた区域をさす〔新修神戸市史編集委員会 1996〕。

2 〔須田 1931：13〕。なお、開業日は諸説あり、〔村田 1898：265〕は、明治元年（1868）11～12

真ん中に配置された【附図 D】。

遊廓開設のきっかけとなったのは、兵庫奉行・柴田剛中^{たけただ}（大坂奉行兼任）が、居留地の用地経営の方法などとあわせて、外国人向けの旅籠屋や遊廓の設置を上申したことにある。遊廓を設置すべき理由は、開港によって軍艦や商船が渡来し、水夫その他の軽輩のものが出入りするので遊女屋がなくては不取締である。神奈川・長崎・函館の三港にならって外国人のための遊女屋を設置してはどうか、というものであった³。この上申が許可され、福原遊廓の建設となった。このように、このときの福原遊廓設置の直接の動機は、開港と居留地の開設にあったことが分かる。

福原遊廓が、兵庫と神戸の市街地（居留地）の中間に設置されたことは、軽輩のものが出入りする遊所を、一般市街地から一定の隔離された空間に配置するよう考慮されたためであることは明らかである⁴。公許の福原遊廓が設置された結果、遊廓外での売春営業は私娼（「隠売女」^{かくしばいた}）として摘発の対象となった⁵。

Ⅱ 神田孝平の売春統制策の特色

1 「芸娼妓解放令」の公布と〈近代公娼制度〉

明治5年（1872）10月2日、太政官布告第295号、いわゆる「芸娼妓解放令」⁶が公布された。日本の〈近代公娼制度〉の成立は、「芸娼妓解放令」の公布を契機としている⁷。「芸娼妓解放令」以前には、売春統制に対するまとまった法令はなかったが、それ以後、売春に関する規則が体系的に整備されることとなり（IVに詳述）、神戸においても同様に、明治5年以降、神田孝平県令のもとで、本格的な売春統制施策が展開されることとなる。

はじめに指摘したように、日本の〈近代公娼制度〉において、とりわけ「集娼」政策は、

月頃と伝えている。しかし、[須田 1931] がすでに指摘しているように、明治元年（1868）9月10日発行の『もしほ草』（横浜発行の新聞）が福原遊廓の状況を伝えていることから、本稿ではさしあたり5月1日説を採用しておく。

3 [通信全覧編集委員会 1986: 314-323]、[佐賀 2000]。

4 その後、明治4年（1871）、京都―神戸間に鉄道敷設が計画され、神戸停留場の位置が福原を含む一帯の地域に指定される。それにともない福原遊廓は、「湊川堤防の東手、西国街道の北手数町を離れたる荒涼の地」へ移転することとなった【附図 E】。しかし、移転後の新福原も、一般市街地からの隔離、「廓」という特殊な空間、体裁は吉原に倣う（町名など）等の点で、従来の遊廓の構造を存続させ、基本的にはその在り方に変更は加えられなかった。廓内は旧福原よりもむしろ「華麗の観」があり、吉原に倣って大門を建て見返り柳を植えるなど「廓情趣」が整えられた [須田 1931]。

5 明治初年の神戸の売買春統制政策についての詳細は、[人見 2007] を参照されたい。

6 『法令全書』明治5年。

7 [吉見 1982]、[早川 1998]、[大日方 1992]、[石原 1995]、[倉橋 1995]、[阿部 1996]、[佐賀 2000] など。

近代の売春統制策として最も普遍的なあり方とされてきた。事実多くの府県が遊廓の維持を基本とする「隔離・集娼」を実施した。しかし、神戸は、「散娼」という独自の政策を断行する。すなわち、明治6年（1873）6月16日の、神戸と兵庫の両市中において随所での売春営業を許可するという法令がそれである（以下「明治6年法令」と称す）。

芸娼両妓并ニ貸席渡世ノ儀福原并東西柳原逆瀬川町等ニ限り候旨相達置候処以来兵神
両市中ノ儀ハ何ノ町村モ右渡世不苦候條相稼度者ハ其趣申出鑑札可受事
但無鑑札禁止可為従前ノ通事
明治六年六月十六日

なぜ神戸はかかる政策を実施したのだろうか。神戸の政策意図は神戸が有する居留地および雑居地を抱える開港場としての性格と深く関係している。

2 「明治6年法令」発布の意図

神戸が「明治6年法令」発布の意図を自ら語ったのは、明治7年（1874）6月8日付の史料「両港遊女明許情実」⁸である。

両港遊女明許情実

- 一 外国人抱女之義一切遊女共難名付又非遊女共難申妓妾ノ間區別難相立屡困難差起り申候
- 二 神戸雑居地内ニ於テハ外人居宅賃借自在之義ニ付市中人家ヲ借受ケ抱女ヲ差置中ニハ数人同居罷在其上時々婦人入代り尤遊女ニ紛敷屡困難差起申候
- 三 居留地内ハ市中ホリス権限之外ニ有之外国商館へ立入候隠売女取押難相成差支申候
- 四 外国人名前ノ借宅ニテ日本遊女ヲ差置密ニ外国人ヲ招キ売淫為致候者有之風聞ニ付嚴敷遂探索候処其節ニハ終ニ証跡ヲ不得候へ共必然可有之筋ニテ今後迎も無之トハ難申候博奕富等ニハ屢此類有之疑似之際屡困難可生候
(後略)

これによれば、「散娼」実施の理由は、神戸では特殊の事情から「隠売女」の摘発が困難であったことにあることが分かる。具体的には、外国人妾と遊女との区別が難しいこと、居留地内には日本の警察権限が及ばないため隠売女の取締ができないこと⁹、神戸には雑

8 『公文録』明治7年、第78巻「兵庫県下癩毒病院建設ノ儀ニ付伺」より。全12項目あるうち、神戸特殊の事情について述べたのは、本文中にあげた一〜四である。

9 神戸の居留地の警察権は居留外国人による自治警察（居留地ポリス）が掌握していた。これは、慶応4年（1868）制定の「大坂兵庫外国人居留地約定書」に基づき、明治2年（1869）に設立され、

居地が存在し、外国人名義での借家に日本の遊女を置いて売春する、あるいは外国人相手の「洋妾」(外国人の妾)の存在¹⁰など、居留地や雑居地との関連で発生する隠売女に対して、その実態を把握することが困難な事態が生じていたのである。

実は、神田が「両港遊女明許情実」を作成したのは、次のような経緯がある。すなわち、「明治6年法令」を発して神戸で「散娼」を実施して約1年を経過した明治7年(1874)、内務省は神田に対して神戸に黷毒病院を設立すべきこと、横浜の例にならってその経費捻出の方法、施術規則等の「見込」を提出するよう命じた。それに対して神田は、同年6月13日、次のように回答した。少々長文であるが、神田が「両港遊女明許情実」を記した経緯と「明治6年法令」発布の意図を理解するために重要な史料と考えられるため、全文を引用する。

今般英公使ヨリ黷毒病院ノ義ニ付申立候次第モ有之特リ外客ノ為而已ニアラス専ラ内外人民健康ノ為不可欠要法ニ付速ニ当港内建設スヘキ積ヲ以テ経費課出方法及ヒ施為ノ規則等横浜ノ成規ヲ據リ十日限り見込可申出旨横浜病院書類取添御達ノ趣致承知候右書類一覽候処病院費用ノ義ハ娼妓鑑札料ヲ以横浜通可也相弁すべく見込ニ候得共、隠売女取締之方法ニ至リテハ何分見込難相立、一体当兵神両港遊所之義従来柳原福原ノ式ヶ所ニ限り其余一切禁止ノ処、隠売女吟味ニ付往々不都合不体裁ノ義差起到底取締難相立ニ付去春已来明許ゐたし候、方今ニ至リ随所貸席営業罷在候、然ルニ横浜ノ振合ニ倣ヒ検黷法施行有之ニ付而者壺ヶ所ニ取纏候義必用ニ相見、就而ハ従前の通隠売女取締ニ付必然差支ノ義可生、其上柳原福原合併ノ義ニ至リテハ頗ル難事ニ属シ詰リ若干ノ官費ヲ払候外方法有之間敷ト存候
右之次第ニ付当港検黷ノ義ハ横浜通りニハ行し申間敷外ニ良法有之候ハ、格別拙者於テハ見込難相立候、依之従前隠売女吟味ニ付困難ノ件ニ大略別紙相認此段申上候也

明治七年六月十三日 兵庫県令神田孝平

内務卿大久保利通殿¹¹

まず神田は、黷毒病院の建設は「内外人民健康ノ為不可欠要法」であると認めつつも、神戸では横浜同様に検黷を実施することは難しいとの結論に達したことを申し述べた。その理由は、「隠売女取締之方法」について「見込難相立」からである。神田は次のようにいう。

条約改正時の明治32年(1899)まで存続した。治外法権ではないはずの雑居地においても、日本の警察が手を出せない実情にあり、外国人住宅は賭博その他の犯罪の「隠れ蓑」にされがちであったという[草山1987]。

10 「洋妾」についての詳細は、[須田1931:54-56]および[人見2007]を参照のこと。

11 『公文録』明治7年、第78巻「兵庫県下黷毒病院建設ノ儀ニ付伺」より。

すでに検徴を実施している横浜の例を検討した結果、横浜と同様に検徴を施行するためには、売春営業を「壹ヶ所ニ取纏」る必要があることが判明した。しかし神戸では、「隠売女吟味ニ付往々不都合不体裁ノ義差起り到底取締難相立」ために、去春以来（明治6年6月16日）以来、「随所」での貸席営業を「明許」した。つまり、「散娼」を実施したのである。そのため、横浜同様に検徴を実施すれば、再び隠売女取締に関して「差支」が生じることは必然である。以上が、神戸では横浜同様に検徴を実施できないと神田が主張する理由であった。

その「隠売女吟味ニ付困難」の内容について具体的に示したのが「別紙」＝「両港遊女明許情実」である。要するに、神戸において「集娼」政策による隠売女取締が困難な理由は、居留地や雑居地を抱える開港場・神戸特殊の事情と関連していたことは、すでにみたとおりである。

神田は、そのような混乱する売春行為や売春営業の実態把握に最も適した方法として、「明治6年法令」を発した。つまり、市街の売春営業を禁止するのではなく、むしろ積極的に公認することで、売春行為や売春営業の実態を掌握することが可能となると考えたのである。ゆえに「明治6年法令」は、通達の最後に「無鑑札禁止可為従前ノ通事」とわざわざ但し書きをつけ、無鑑札の禁止を強調し鑑札を受けよう促している（Ⅱ-1 参照）。実際その結果、神戸や兵庫の市街地に遊女屋を開く者が続々と現れた。他方、市街から隔てた場所にあった福原遊廓は、これらの方面に客を奪われて、廓内は人影がまばらとなり、ここかしこで「閑古鳥が啼き出す始末」となり、閉店や廃業の店が相次いで起こり次第に衰退し、業者は一時七軒だけとなったという〔須田 1931〕。

Ⅲ 神田孝平の売春統制策の転換

しかしながら、明治8年（1875）ごろから政策に転換がみられるようになる。まず明治8年の兵庫市中での売春営業区域の制限にはじまり¹²、明治11年（1878）7月10日に至り、ついに、神戸市中の売春営業を禁止して福原遊廓内へ移転を命じる布達が発せられた¹³。形式的には、「明治6年法令」以前のあり方に戻ったわけである（「散娼」から再び「集娼」へ）。しかし、売春営業を福原遊廓にのみ限定する理由は、「明治6年法令」以前や、さらにいえば治安対策を重視していた福原遊廓設置当初（Ⅰ参照）と明治8年以後では、その論理において決定的な違いがあった。

ところで、Ⅱでみたように「集娼」の実施は、検徴制度を導入するために不可欠の売春

12 神戸市文書館所蔵『神戸市史第一輯編纂資料』。

13 同前。

統制の在り方であると、神田は考えていた。そして、神戸に検閲制度が導入されたのは、明治7年（1874）8月31日のことである。つまり、「集娼」への転換は、検閲制度の導入と軌を一にしていた。こうした経緯から、検閲制度の導入が、「集娼・隔離」政策への転換のきっかけであったと短絡しやすい。

しかしながら神田自身は、検閲制度の導入と売春統制策の転換との関連を強く否定している。検閲制度の導入に関しては、イギリス公使からの強い圧力があったことが知られている。そこには、梅毒検査を効果的に実施するための「集娼」政策への転換も基本的な要求として含まれていた。それに対して神田は、これはイギリス政府による日本への内政干渉であると激しく反発した。そして、検閲制度の導入は内外人の健康保護のためであることを強調し、あくまで神田の意思で実施した政策であったことをのちに述懐している¹⁴。

検閲制度の導入に関するイギリス政府の要求（「集娼」政策への転換を含む）と神戸の売春統制政策の転換が無関係であるとするならば、「散娼」から「集娼・隔離」への政策転換の理由をいかに考えるべきか。なにより、神田自身はその政策をどのように位置づけていたのか。それについて神田は、売春統制の論理に即して説明を加えた。その中身は、IVでのべる日本における〈近代公娼制度〉の確立と神戸の売買春統制施策の在り方との関係を考えるうえで看過できない非常に興味深い内容を含んでいる。

まず、1875年（明治8）以降、売春は本来的に禁止すべき職業であるという認識が登場する。神田は、明治8年（1875）4月13日、「貸席営業者ハ成ルヘク廃業スヘキ旨告諭」を出し、次のようにいう。

（概カ）
貸席家業ノ儀ハ第一世人ヲ遊蕩ニ誘ヒ其心志ヲ惑シ其財産ヲ傾ケ悪疾ヲ伝染シ風俗ヲ乱シ毛頭世ノ為メニ利益無之儀ニ付禁止有之廉ニ候得共情欲ノ禁シ難キヨリ□ヲ犯シ刑ニ陥ル者許多可有之哉ニ付不得止其繁昌ヲ過ル、主意ヲ以テ重キ賦金ヲ課シ差許有之儀ニ候就中同業ノ衰微ハ開化ノ実効繁榮ハ文明ノ障碍ニ有之候得ハ所詮他ノ世上有意ノ業体同様ノ保護ハ難受儀ト可相心得就テハ此度ニも猶時ノ模様ニ対シ或ハ転居或ハ増賦金或ハ他ノ規則等申附候儀も可有之ニ付予メ相心得精々右等有害無益ノ業体ハ相止メ正路ノ家業ニ復シ候様可致此段及告諭候也

すなわち、売春は有害無益であるゆえに禁止すべきものであるが、情欲は禁じ難く犯罪を犯す者が多くいるため、やむを得ず繁昌しているのである。なぜ売春は有害無益なのか。それは、人々を遊蕩に誘い、志を惑わせ、散財させ、悪疾を伝染し、風俗を壊乱するからである。また、売春業の衰微は「開化の実効」を示す一方、その繁榮は「文明の障碍」で

14 兵庫県公館所蔵『従前兵庫県事務引続演説別録』。

あるという。

以前神田は「両港遊女明許情実」において、「十一 廣ク海外各国ノ景況ヲ承リ候処遊女無之処ハ無之只明許黙許ノ別アル而已ト申事ニ有之、左スレハ遊女有之トテも御国辱ニハ有之間敷是ニ反シ禁令ヲ立捕吏不時ニ人家江侵入シ婦女ヲ捕遂シ刑典ニ処スル事ハ外国ニハ無之哉ニ付是等ハ却テ御国辱ニ可相成義ト存候」と記し、文明国にも遊女があり、売春の存在自体が「国辱」ではないと主張していたが、これによって自身の主張を 180 度転換させたこととなる。

次の史料も神田の売春についての認識の変化を如実に語っている。

民間万業相資け相益せざる者なし、唯娼妓の業害ありつつ益なし、理ニ於て禁すへく勢に於て禁すへからざる者とするか故に、本県従来之を処するの法第一他の生業同様権利を附与せず、或ハ税額を増減し或ハ場所を転移せしめ或ハ別に束縛の法を設くる等総て其服不服を問はず務めて其張興を妨け其害をして可成丈減縮衰退せしむるを法とす

当該史料は、『従前兵庫県事務引続演説別録』に収められている、全 30 項目にわたる県政の重要事項についての政策の基本的方針や懸案事項等を記したもので、明治 9 年(1876)に権県令・森岡昌純に県政を引き継ぐために神田が自らが作成したとされている史料である。そのうち第十六が「娼妓ノ事」で、娼妓は「他の生業」とは異なり「害」をもたらすがゆえに「理」においては禁止すべきであるが、「勢」においては禁止できないのが実態であると述べている。

本来存在してはならないものであるから、どのように存在させるかということが次に問題となる。つまり、公許の論理・正当性を定めることが重要になる。これについて神田は、他の生業と同様の権利を与えず、市街地から隔絶した場所に移転し、重い税金を課すなど、「他の生業」とは「別に束縛の法」(特殊な規則)を課してきたと述べた。つまりこの時点での売春統制は、「他ノ世上有意ノ業体」とは異なるという認識を前提に行われるようになっていたのである。

IV 売春統制論理の変化の歴史的背景

以上のように、明治 8 年以降の売春統制の論理は、売春という生業の内容に規定されていることは明らかである。これを売春統制策の全国的動向との関連で検討してみたい。

「芸娼妓解放令」以前の売春統制策は、売春行為や売春そのものではなく、売春に派生

する問題群（私娼の取締、人身売買の禁止、梅毒の蔓延防止など）に対して対処療法的に個別に対応されていたことに特徴があった。重要なことは、売春そのものは生業の一つとして認められ、その禁止に言及されることはなかった点である。

「芸娼妓解放令」は、そのうち人身売買の禁止を趣旨とする法令であったが、この法令発布の直後から、芸娼妓「解放」後の娼妓らの取り扱いをめぐって、明治政府は紛糾した。そこでは、統制の対象となる娼妓が売春を生業とすることが問題となっていた。すなわち、売春という生業の内容を争点として、それが近代文明国家にあるまじき「賤業」であるという認識がこの議論の過程で強まっていくのである。最終的には、売春は「賤業」であるがゆえに、その弊害を最小限にとどめるための方法として政府は、売春営業を特定の地域に隔離して管理・統制下におくことを基本とする〈近代公娼制度〉が確立した¹⁵。明治6年（1873）12月のことである。

こうした全国的な動向と相前後しながら神戸でも、近代文明国家としての体裁や売春行為への蔑視観の形成とともに、再び営業場所を限定する政策を実施することとなる¹⁶。すなわち、福原遊廓の重要性が再浮上してくるのである。

おわりに——〈近代公娼制度〉と神戸

以上、明治初年の神戸における売春統制施策の展開を、第一に、神田県令の独自の売春統制政策として、第二に、それを居留地および雑居地を抱える開港場・神戸の実情と関連づけながら論じてきた。

従来〈近代公娼制度〉の基本的な特色は、「公認と隔離」（集娼）にあると論じられてきた。しかしながら、兵庫県令・神田孝平は、居留地や雑居地との関係から神戸では、「隔離・

15 「賤業」観が、〈近代公娼制度〉を特徴づける重大な要件であると考えたことの根拠は、前近代の売春統制のあり方と比較すると、より明確になる。前近代においても、「性を売る」女性に対する蔑視観や賤視観は、売春の発生以来、その時代それぞれの歴史的背景や社会的条件に規定されてさまざまな形で存在してきた。しかし、前近代、とくに近代と同様に公娼制度を維持してきた近世の売春統制のあり方についての研究は、近世の公権力は多様な奉公のなかで売春を特に賤しい生業（「賤業」）として差異化して扱ってこなかったこと、「公権力が売春そのものに対して、何ら道義的・倫理的判断をしていない」ことを強調している〔曾根 2003：59〕、〔小林 1990：152〕。こうした在り方は、「芸娼妓解放令」以前の売春統制政策にも共通している。とくに、〈近代公娼制度〉成立の契機となった「芸娼妓解放令」の基礎法案を提出した司法省が、売春を多様な奉公うちのひとつと位置づけていたことは注目すべきである。そのことと「賤業」観を前提にした〈近代公娼制度〉のあり方は決定的に異なっている。近代以降の売春統制の在り方の特質については、「芸娼妓解放令」の成立過程とその後の〈近代公娼制度〉の確立について再検討する別稿を準備中である。

16 近代以降の売買春に対する国家や行政の管理の在り方については、さしあたり〔藤目 1999〕〔藤野 2001〕を参照のこと。

集娼」を基本とする売春統制策では、「隠売女」の摘発に効力を発揮できないとして、「明治6年法令」を発し、売春営業の実態を独自の方法で把握しようとした。

しかしながら、明治8年(1875)以降、その同じ県令の手で、再び売春営業を特定の地域に限定する動きが起こってくる。これは、現象としては、「明治6年法令」以前の遊廓の維持を基本とする売春統制のあり方への回帰のようにみえる。しかし、明治8年以降の営業区域の限定は、その論理において以前とは決定的な違いがあった。明治初年以來の売春統制政策の主眼は、まず「芸娼妓解放令」以前は治安対策に、次に「明治6年法令」では売春営業の実態把握にあった。しかし、このときまでは、売春営業そのものを、他の生業と区別して政策化する意図はみられなかった。しかし、明治8年以降、近代国家として売春＝「賤業」は認めがたい生業であることが強烈に意識されるようになり、売春が他の生業とは異なるという認識を前提に、売春営業区域の限定(福原遊廓内への囲い込み)を実施していくこととなるのである。このことは、「芸娼妓解放令」公布ののち政府が、売春は「賤業」であると明確に認定し、それを前提に政策化していくこと、すなわち、政府の方針として、売春＝「賤業」観を前提として売春営業を特定の地域に隔離して管理・統制下におくことを基本とする〈近代公娼制度〉を確立させたことと無関係ではないだろう。

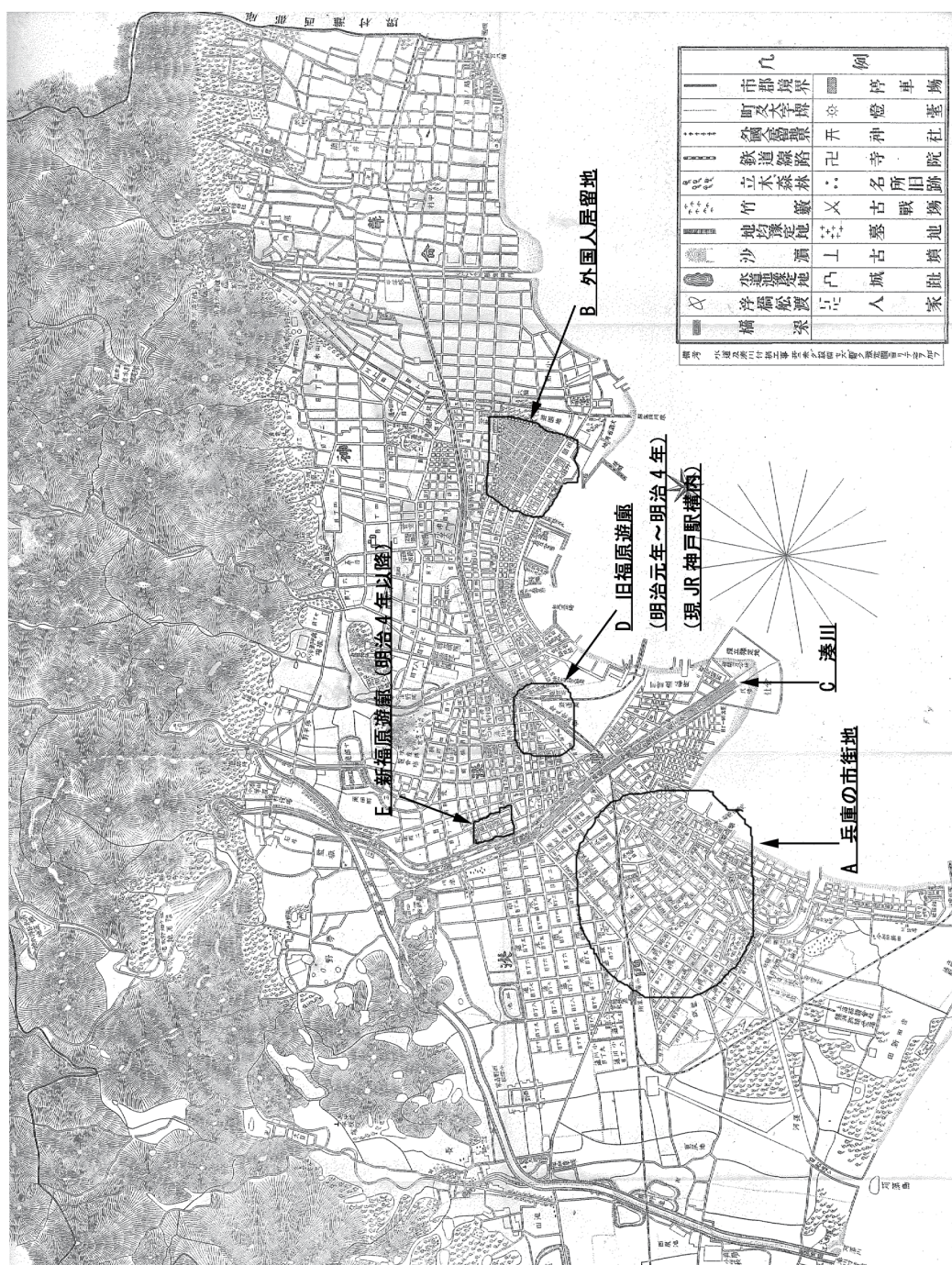
しかし、実態として、開港場としての特殊性に起因する隠売女の摘発や売買春の実態把握の問題は解消されたわけではない。そのため、神戸に展開する売買春の実態はますます複雑なものとなっていくことが予想される。この問題の分析は、今後の課題としたい。

参考文献

- 阿部保志 1996 「明治五年井上馨の遊女「解放」建議の考察——近代公娼制への志向——」
北海道教育大学史学会『史流』36, 73-91.
- 石原征明 1995 「公娼制と廃娼運動」歴史科学協議会編『歴史評論』540、校倉書房, 49-62.
- 大日方純夫 1989 「日本近代国家の成立と売娼問題——東京府下の動向を中心として——」
東京都立商科短期大学学術研究会『研究論叢』39. のち同著 1992 『日本近代国家の成立と警察』校倉書房所収.
- 草山巖 1987 「神戸外国人居留地をめぐる警察問題」神戸市史紀要『神戸の歴史』14、神戸市市長総局, 15-44.
- 倉橋正直 1995 「近代日本の公娼制度」歴史科学協議会編『歴史評論』540、校倉書房, 63-75.

- 小林雅子 1990 「公娼制の成立と展開」 女性史総合研究会編『日本女性生活史 3 近世』東京大学出版会, 127-162.
- 佐賀朝 2000 「近世・近代移行期の大阪の都市社会——松嶋遊廓を素材に——」 歴史科学協議会編『歴史評論』599, 校倉書房, 73-90.
- 新修神戸市史編集委員会編 1996 『新修神戸市史 歴史編Ⅳ 近代・現代』神戸市.
- 須田菊二 1931 『福原遊廓沿革誌 全』福原貸座敷業組合事務所.
- 通信全覧編集委員会 1986 『続通信全覧 類輯之部 一七 貿易門』雄松堂出版.
- 曾根ひろみ 2003 『娼婦と近世社会』吉川弘文館.
- 女性史事典編集委員会編 1994 『日本女性史事典』新人物往来社.
- 早川紀代 1998 『近代天皇制国家とジェンダー』青木書店
- 人見佐知子 2007 「神戸・福原遊廓の成立と〈近代公娼制度〉」『日本史研究』544, 28-56.
- 兵庫県史編集委員会編 1967 『兵庫県百年史』兵庫県.
- 藤野豊 2001 『性の国家管理』不二出版.
- 藤目ゆき 1999 『性の歴史学』不二出版.
- 村田誠治編 1898 『神戸開港三十年史』乾、開港三十年記念会.
- 山本俊一 1983 『日本公娼史』中央法規出版株式会社.
- 吉見周子 1982 「売娼の実態と廃娼運動」 女性史総合研究会『日本女性史 4 近代』東京大学出版会. のち同著 1984 『売娼の社会史』雄山閣出版所収.

(神戸大学大学院人文学研究科)



【附図】 明治30年代の神戸市街地図（『神戸市開港三十年史』付図を加工）

